二　前年の所得が三百六十万四千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ　受給権者の前年の所得の額並びに法第三十六条の三第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族（以下「同一生計配偶者等」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書

（削る）

ロ　（略）

（削る）

4～9　（略）

（支給停止解除の申請）

第三十二条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～九　（略）

十　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者にあつては、前条第二項第十二号ロからニまで及び同条第三項各号に掲げる書類

3・4　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第三十二条の三　（略）

2　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一～六　（略）

七　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者にあつては、第三十一条第二項第十二号ロからニまで及び同条第三項各号に掲げる書類（申出日の属する年の前年の所得に関する書類が提出されていないときに限る。）

3　（略）

（法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出）

第三十六条の五　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、指定日前一月以内に作成された第三十一条第二項第十二号ロからニまで及び同条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき、厚生労働大臣が法第百八条第二項の規定により同項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、若しくは資料の提供を受けることにより指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類に係る事実を確認することができるとき又は当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

（支給停止解除の申請）

第四十一条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～九　（略）

二　前年の所得が三百六十万四千円を超える受給権者にあつては、次に掲げる書類

イ　受給権者の前年の所得の額並びに法第三十六条の三第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族（以下「老人控除対象配偶者等」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書

ロ　受給権者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

ハ　（略）

ニ　受給権者が法第三十六条の四第一項の規定に該当するときは、障害基礎年金被災状況届（様式第四号）

4～9　（略）

（支給停止解除の申請）

第三十二条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～九　（略）

十　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者にあつては、障害基礎年金所得状況届及び第三十一条第三項各号に掲げる書類

3・4　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第三十二条の三　（略）

2　前項の申出書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一～六　（略）

七　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者にあつては、障害基礎年金所得状況届及び第三十一条第三項各号に掲げる書類（申出日の属する年の前年の所得に関する書類が提出されていないときに限る。）

3　（略）

（法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者に係る所得状況の届出）

第三十六条の五　法第三十条の四の規定による障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日までに、指定日前一月以内に作成された障害基礎年金所得状況届及び第三十一条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき、厚生労働大臣が法第百八条第二項の規定により同項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、若しくは資料の提供を受けることにより指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類に係る事実を確認することができるとき又は当該障害基礎年金の額の全部につき支給が停止されているときは、この限りでない。

（支給停止解除の申請）

第四十一条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～九　（略）